

議案第44号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

廢止路線調書

整理番号	路線名 (号)	起 点	終 点	総延長(m)	図面 番号
				幅員(m)	
3-8-7	387	城陽市富野長谷山 12番1先	城陽市富野長谷山 23番2先	297.5 5.1~9.9	1

N

廃止図

市道387号線

(S=1:2,500)

(図面番号-1)



提案理由

別紙調書の路線は、都市計画道路東部丘陵線整備事業に伴い、廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定並びに、建設省道路局長通達（昭和29年11月17日）に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

路線認定、区域決定及び供用開始等の取扱について（抜粋）

（昭和29年11月17日建設省道路局長通達）

1 略

2 略

3 路線の一部の認定、変更又は廃止について

路線の認定は、道路の目的性格を考慮して、これを道路法上の道路とするための行為であるから、道路の目的性格が異なれば、路線もまた異なるわけであって、原則として路線は一体不可分のもので、道路を延長し、変更し又はその一部を廃止する等により路線の一部に変更を加えることは、その路線を廃止して別個の路線を考えることに外ならない。従って、路線の一部を認定、変更又は廃止することは、左に掲げる例外を除き原則としてできず、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続によらなければならぬ。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

4～13 略

